

# 最近の土壤環境行政について

環境省 水・大気環境局 土壤環境課

# 1 土壌汚染対策法の概要

## 目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

## 制度

### 調査

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時(第3条)(操業を続ける場合、調査を猶予)
- ・一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)
- ・土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第5条)

自主調査において土壌汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請(第14条)

土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

### 【土壌の汚染状態が指定基準に適合しない場合】

#### 区域の指定等

##### ①要措置区域(第6条)

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域  
→汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示(第7条)  
→土地の形質の変更の原則禁止(第9条)

摂取経路の遮断が行われた場合

##### ②形質変更時要届出区域(第11条)

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)  
→土地の形質の変更時に都道府県知事に計画の届出が必要(第12条)

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

#### 汚染土壌の搬出等に関する規制

- ・①②の区域内の土壌の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準に違反した場合の措置命令)
- ・汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・汚染土壌の処理業の許可制度
- ・処理基準の順守
- ・違反への改善命令

#### その他

- ・指定調査機関の信頼性の向上(指定の更新、技術管理者の設置等)

## 2 土壌汚染対策法の一部を改正する法律の概要

土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、土壌汚染状況調査の強化を図り、都道府県知事が汚染の除去等の措置内容の計画提出を命ずることとともに、一定の要件を満たす区域における土地の形質変更の届出及び汚染土壌の処理に係る特例制度の創設等の措置を講ずる。

### 背景

平成21年改正法(22年施行)の施行状況を点検した結果、以下の課題が明らかとなった。

#### 【課題1】土地の汚染状況の把握が不十分

工場が操業を続けている等の理由により土壌汚染状況調査が猶予されている土地において、土壌汚染状況の把握が不十分であり、地下水汚染の発生や汚染土壌の拡散が懸念。

#### 【課題2】汚染の除去等の措置に係るリスク管理が不十分

汚染の除去等の措置が必要な区域において、適切な措置が計画・実施されていない場合、是正の機会がなく、リスク管理が不十分。

#### 【課題3】リスクに応じた規制の合理化が必要(※)

臨海部の専ら埋立柱材等に由来する汚染のある工業専用地域は、健康被害のおそれが高いが、大規模な土地の形質変更を行う場合は、その都度、届出・調査が必要。

基準不適合が自然由来等による土壌であっても、区域外に搬出される場合には、汚染土壌処理施設での処理が義務付けられており、工事に支障。

#### 【参考】土壌汚染調査・対策の流れ

##### 調査

- 有害物質使用特定施設の使用の廃止時(操業を続ける場合 猶予)
- 大規模な土地の形質変更時 等

汚染あり

##### 区域指定

- ①要措置区域  
(汚染の除去等の措置が必要な区域)  
→ 都道府県知事が措置を指示
- ②形質変更時要届出区域  
(汚染の除去等の措置が不要な区域)  
→ 土地の形質変更を行う場合は、その都度、届出が必要

##### 汚染土壌の搬出規制

- ①②の区域内の土壌の搬出の事前届出
- 区域外搬出は汚染土壌処理施設での処理のみ可能

### 法律の概要

#### 1. 土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大

調査が猶予されている土地の形質変更を行う場合(軽易な行為等を除く)には、あらかじめ届出をさせ、都道府県知事は調査を行わせるものとする。

#### 2. 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等

都道府県知事は、要措置区域内における措置内容に関する計画の提出の命令、措置が技術的基準に適合しない場合の変更命令等を行うこととする。

#### 3. リスクに応じた規制の合理化

- ①健康被害のおそれがない土地の形質変更は、その施行方法等の方針について予め都道府県知事の確認を受けた場合、工事毎の事前届出に代えて年一回程度の事後届出とする。
- ②基準不適合が自然由来等による土壌は、都道府県知事へ届け出ることにより、同一の地層の自然由来等による基準不適合の土壌がある他の区域への移動も可能とする。

#### 4. その他

土地の形質変更の届出・調査手続の迅速化、施設設置者による土壌汚染状況調査への協力に係る規定の整備等を行う。

#### (施行期日)

- 1~3:平成31年4月1日
- 4 :平成30年4月1日

### 3 土壤汚染対策法改正の経緯

平成22年4月に施行された土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号)附則第15条において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められていることから、平成27年12月に、環境大臣から中央環境審議会に対し、今後の土壤汚染対策の在り方について諮問が行われ、土壤農薬部会において検討を行った。

- ◆ 中央環境審議会土壤農薬部会に土壤制度小委員会を設置  
平成28年3月28日～平成30年3月14日 計13回開催
- ◆ 平成28年12月12日  
今後の土壤汚染対策の在り方について(第一次答申)
- ◆ 平成29年5月19日  
改正土壤汚染対策法公布
- ◆ 平成30年4月1日  
改正土壤汚染対策法第1段階施行
- ◆ 平成30年4月3日  
今後の土壤汚染対策の在り方について(第二次答申)
- ◆ 平成31年4月1日  
改正土壤汚染対策法第2段階施行(全面施行)

## 4 土壤汚染対策法施行令等の改正について

平成30年9月28日公布、平成31年4月1日施行

### 1. 土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

平成29年5月19日に公布された土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成29年法律第33号)の施行期日を、平成31年4月1日とする。

### 2. 土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令

#### (1) 特定有害物質の追加 (別紙参照)

土壤汚染対策法施行令第1条第10号中「シスー1・2ージクロロエチレン」を「1・2ージクロロエチレン」に改めることとする。

#### (2) 国等が行う汚染土壌の処理の特例の規定の適用に関する読替え

国等が行う汚染土壌の処理の特例の規定の適用に関し必要な事項を定めるため、届出については通知と読替え、命令については措置についての協議の求めと読替え等を行うこととする。

## 5 土壤汚染対策法施行規則等の改正について

### 1. 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令 平成31年1月28日公布、平成31年4月1日施行

改正法の内容	省令改正案の内容
1. 土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大 調査義務が猶予されている土地の形質の変更を行う場合(軽易な行為等を除く。)には、あらかじめ届出をさせ、都道府県知事は調査を行わせるものとする。	・900m <sup>2</sup> 未満の土地の形質の変更等を届出の対象外の行為として規定する。 等
2. 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等 都道府県知事は、要措置区域内における措置内容に関する計画の提出の命令、措置が技術的基準に適合しない場合の変更命令等を行うことし、計画を作成した者が実施措置を講じたときは、その旨を報告することとする。	・土地の所有者等が提出する汚染の除去等の措置内容に関する計画の記載事項等を規定する。 等
3. リスクに応じた規制の合理化① 健康被害のおそれがない土地の形質の変更は、その施行及び管理に係る方針についてあらかじめ都道府県知事の確認を受けた場合、土地の形質の変更ごとの事前届出に代えて、環境省令で定める期間毎の事後届出とする。	・健康被害のおそれがない土地の要件として、臨海部の工業専用地域であること等を規定する。 等
4. リスクに応じた規制の合理化② 基準不適合が自然由来等による土壤は、都道府県知事へ届け出ることにより、 <u>地質等が同じ自然由来等による基準不適合の土壤がある他の区域への移動も可能とする</u> ※。 ※現行の搬出先は処理施設に限られている。	・地質等が同じであることの要件として、搬出側の土地と受入側の土地の両方が、同一の地層が広がっている土地にあること等を規定する。 等

※その他、リスクに応じた規制の合理化を図るため、所要の改正を行う。

### 2. 汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令

自然由来等土壤について、適正な管理の下での資源の有効利用を図るため、自然由来等土壤の受入れを行う者が都道府県知事に処理業の許可を受け、盛土等の構造物や水面埋立てに利用することを可能にするとともに、当該許可基準及び処理基準等を規定する。

### 3. 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令

土壤汚染状況調査等を実施する指定調査機関が定める業務規程において、技術管理者が調査に従事する他の者を監督する方法を定めることとする。

## 6 告示の改正について

### 1. 第2段階施行に係る告示の新設(平成31年1月29日公布、平成31年4月1日施行)

- (1) 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件
- (2) 要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合における当該土壤の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件
- (3) 自然由来等土壤構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壤に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置を定める件
- (4) 浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壤の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件

### 2. 土壤汚染対策法の特定有害物質の測定方法等に係る告示の改正

- (1) 土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件の一部を改正する件
- (2) 地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件の一部を改正する件
- (3) 土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件
- (4) 土壤含有量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件

## 諮問された物質に関する見直し等の進捗について

- 「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について」(平成25年10月7日 諮問第362号)を受け、以下の表に示す物質について、土壌環境基準並びに土壌汚染対策法に定める特定有害物質及び土壌溶出量基準等の見直しに係る検討を進めている。
- 1,2-ジクロロエチレンについては、「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について(第3次答申)」(平成30年6月18日)を踏まえ、平成30年9月28日に土壌環境基準及び土壌汚染対策法施行令を見直した。土壌溶出量基準等については、近日中に見直し予定。これらは、平成31年4月1日に施行される予定。
- カドミウム及びその化合物、トリクロロエチレンについては、今後、見直し予定。

	水道水質基準 (mg/L)	水環境基準 (mg/L)	地下水環境基準 (mg/L)	土壌環境基準 (mg/L)	土壌汚染対策法			
					土壌溶出量基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	
1,1-ジクロロエチレン	0.02→0.1以下 (H21.4)	0.02→0.1以下 (H21.11)	0.02→0.1以下 (H21.11)	0.02→0.1以下 (H26.3)	0.02→0.1以下 (H26.8)	1以下 (H26.8)	—	施行済
1,4-ジオキサン	0.05以下 (H16.4)	0.05以下 (H21.11)	0.05以下 (H21.11)	0.05以下 (H29.4)	—※	—※	—	
クロロエチレン	—	—	0.002以下 (H21.11)	0.002以下 (H29.4)	0.002以下 (H29.4)	0.02以下 (H29.4)	—	
1,2-ジクロロエチレン (シス体とトランス体の合計)	0.04(シス体のみ) →0.04以下 (H21.4)	0.04(シス体のみ) (H5)	0.04(シス体のみ) →0.04以下 (H21.11)	0.04(シス体のみ) →0.04以下	0.04(シス体のみ) →0.04以下	0.4(シス体のみ) →0.4以下	—	H31・4・1 施行予定
カドミウム及びその化合物	0.01→0.003以下 (H22.4)	0.01→0.003以下 (H23.10)	0.01→0.003以下 (H23.10)	0.01以下 (H3)	0.01以下 (H14.12)	0.3以下 (H14.12)	150以下 (H14.12)	検討中
トリクロロエチレン	0.03→0.01以下 (H23.4)	0.03→0.01以下 (H26.11)	0.03→0.01以下 (H26.11)	0.03以下 (H6)	0.03以下 (H14.12)	0.3以下 (H14.12)	—	

\* 上表において、基準が改定されたものについては、改定前と改定後の変化(→)とその施行の時期について記載している。

※ 土壌ガス調査による検出が困難であるため、当面は土壌汚染対策法の特定有害物質には指定せず、調査技術の開発を推進中。